

入札参加資格審査（事後審査）における落札候補者 の営業所の現地調査実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪府が発注する建設工事において、建設業許可行政庁と連携して営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく営業所をいう。以下同じ。）の実態がない不良・不適格業者の排除を図り、入札及び契約の適正化の推進に資することを目的に、大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）第20条第1項に規定する事後審査の一環として、実施要綱第4条第1項第3号に規定する誓約書に基づく営業所の実態について現地で行う調査（以下「現地調査」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（現地調査の対象）

第2条 現地調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）は、実施要綱第20条第3項に規定する落札候補者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 平成17年度以降に本府と契約締結した実績がない者
- (2) 平成17年度以降に本府から指名された実績がない者
- (3) 営業所の実態に関して疑いがある旨の通報があった者
- (4) その他本府において確認が必要と認める者

（現地調査に代える確認）

第3条 前条第1号又は第2号に掲げる者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、現地調査を行わないことができる。

- (1) 国、地方公共団体、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に基づき政令で定める法人、大阪府住宅供給公社、大阪府道路公社、大阪府土地開発公社又は大阪府が設立する地方独立行政法人を相手方とする契約における完成実績が、以下の方法により確認できる者
 - ア 一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する公共工事実績情報（コリンズ）により確認できる場合。ただし、公告の日から過去10年以内の実績に限る。
 - イ 当該入札の入札参加資格として求める実績により確認できる場合
- (2) その他、行政機関が有する情報により営業所の実態が確認できる者

（現地調査の時期）

第4条 現地調査は、入札参加資格審査の一環として、建設工事等の公表後の予定価格に対する質疑に関する要綱に定める質疑及び回答等の手続き終了後、速やかに実施する。

(現地調査の実施方法)

第5条 現地調査は、事前に調査対象者に連絡のうえ、複数の契約局職員（以下「調査員」という。）が建物内部に立入り調査を行うことにより実施するものとする。

2 現地調査は、以下の手続により行う。

- (1) 現地調査にあたっては、当該調査対象者が知事許可業者の場合は、必要に応じ建設業許可申請（変更も含む）時に提出された写真等の資料の写しを入手して、調査の参考とする。
- (2) 現地調査に際しては、必ず調査対象者の立会いを求め、立会者の役職、氏名を確認する。
- (3) 立会者の了解を得たうえで、営業所として使用されている建築物の外観状況や看板等及び営業所内部を写真撮影する。
- (4) 現地調査において、不備又は不明な点があった場合は、調査対象者に説明を求める。

(現地調査の内容)

第6条 調査員は、次の項目について現地調査を行う。

- (1) 標識の掲示の有無
- (2) 営業に関する帳簿の備付けの有無
- (3) 電話・机など什器備品の有無及び作動状況
- (4) その他、営業所の実態を把握するために必要な事項

(調査員の報告等)

第7条 調査員は、現地調査が終了（調査対象者の非協力により、現地調査が実施できなかった場合を含む。）したときは調査票（別紙様式）を作成し、内部写真その他必要な資料を添えて、大阪府総務部契約局競争入札審査会設置要綱第9条に定める工事部会（以下「工事部会」という。）に報告するものとする。

2 前項の報告があった場合は、工事部会において営業所の実態の有無について審査する。

(入札書の無効)

第8条 工事部会での審査において、以下に掲げる事項に該当すると認められた場合は、営業所の実態が無いものとみなし、当該調査対象者の入札書を無効とする。

- (1) 第6条第1項各号に定める項目のいずれかが確認できなかった場合
- (2) 調査対象者が現地調査に応じない場合、又は現地調査において調査員を妨害した場合

2 前項第2号に該当し入札書を無効としたときは、大阪府入札参加停止審査会の議を経て、当該調査対象者に対して大阪府入札参加停止要綱別表の二(1)又は(2)による入札参加停止措置を行うものとする。

(監督行政庁への通報)

第9条 現地調査の結果、建設業法その他関係法令に違反があると認められるときは、監督行政庁に通報する。（別紙記載例参照）

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、平成26年8月29日から施行し、同年9月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

(様式)

調査票

建設工事課長 様

調査員職氏名

下記のとおり報告します。

記

1	調査日時	平成 年 月 日() 時 分
2	案件名称	
3	開札日時	平成 年 月 日() 時 分
4	調査対象者	
5	立会人氏名	役職名() 氏名()
6	住所	
7	電話番号 FAX番号	
8	調査理由	<input type="checkbox"/> 平成17年度以降に本府と契約締結した実績がない者 <input type="checkbox"/> 平成17年度以降に本府から指名された実績がない者 <input type="checkbox"/> 営業所の実態に関して疑いがある旨の通報があった者 <input type="checkbox"/> その他、確認が必要と認める者
9	調査事項	確 認 写 真 ①標識の掲示の有無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ②営業に関する帳簿の備付けの有無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ③電話・机など什器備品の有無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10	調査結果	<input type="checkbox"/> 調査事項すべて確認できた。 <input type="checkbox"/> 調査事項について確認できなかった。 確認できなかったもの (例 営業に関する帳簿の備付け)
11	備考	(記載例) 別添写真のとおり PC、ICカードを確認

【記載例】

第 号
平成 年 月 日

建築振興課長 様

建設工事課長

落札候補者の営業所の現地調査の結果について（通知）

「入札参加資格審査（事後）における落札候補者の営業所現地調査実施要領」に基づく調査の結果について、下記のとおり通知します。

記

1	調査日時	平成 年 月 日() 時 分～
2	案件名称	
3	開札日時	平成 年 月 日() 時 分
4	調査対象者	○○○○（業者番号： ． 許可番号： ）
5	立会人 役職・氏名	氏名【 () 】 【 () 】
6	住所	
7	調査事項	確認 写真
		①標識の掲示の有無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ②営業に関する帳簿の備付けの有無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ③電話・机など什器備品の有無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	調査内容	<input type="radio"/> 確認状況 <div style="text-align: center; margin-left: 100px; margin-right: 100px; border: 1px solid black; height: 40px; width: 200px;"></div> <input type="radio"/> その他 ※ 確認の状況については、別添写真のとおり。
9	結果	